「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」

指導・監督指針 改正のポイント

1 一般的な指導及び監督の指針 改正事項

「貨物自動車運送事業法」等の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、トラックの運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能・知識を習得させることを目的に、トラック事業者は運転者に対して「一般的な指導及び監督」を実施する必要があります。

今回の改正では、指導・監督の項目が従来の11項目から12項目に増えました（「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」の指導項目への追加）。また、新たに「交通事故統計を活用した教育」、「緊急時における適切な対応」などの内容が追加されたほか、近年増加傾向にある健康起因事故への対応についても盛り込まれました。

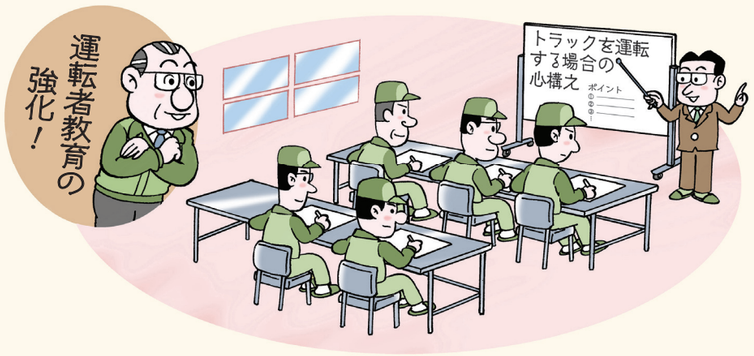

「一般的な指導及び監督の内容」

題目	改正後の追加内容
1 「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
2 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それらを怠ったために事故を惹起した事業者及び運転者への処分並びに事故の被害者等に与える心理的影響を説明し、規定を遵守することの重要性を理解させる
3 「トラックの構造上の特性」	運搬中の貨物が運転に与える影響を確認させるとともに、トレーラを運転する場合にあっては、運転に際して留意すべき事項を理解させる。この場合、トレーラによりコンテナを運搬する場合にあっては、コンテナロックの重要性も併せて理解させる
4 「貨物の正しい積載方法」	車両制限令等の軸重規制を遵守した適切な積載方法を理解させる
5 「過積載の危険性」	過積載運行を行った場合における事業者、運転者及び荷主に対する処分について理解させる
6 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	危険物を運搬する事業者にあっては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する前に確認する事項を理解させる。また、タンクローリにより危険物を運搬する場合は、安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる
7 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	改正なし
8 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	自らへの注意喚起の手法として指差し呼称及び安全呼称を行う習慣を体得させる。また、豪雪等の悪天候が運転に与える影響のほか、事故発生時、災害発生時その他緊急時における適切な対応方法を理解させる
9 「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果その他の方法により個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる
10 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	過労及び医薬品の服用に伴い誘発される眠気による事故の可能性を理解させる。運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準を理解させる
11 「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理を行うことの重要性を理解させる
12 新設 「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」	当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となるおそれがあることについて事例を説明すること等により、当該事業用自動車の適切な運転方法を理解させる

1年ごとに繰り返し実施する

2 特定の運転者に対する特別な指導の指針 改正事項

初任運転者や高齢運転者、事故惹起運転者といった特定の運転者に対しては、よりきめ細やかな指導を行う必要があります。トラック事業者が特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保し、トラックの運行の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的に実施します。

今回の改正では、初任運転者に対して、1 で紹介した「一般的な指導及び監督の内容」と同様の内容の指導を実施するなど、15時間以上の座学教育を実施する（トラックの構造特性などの指導は実車を用いる）とともに、実際にトラックを運転させて安全な運転方法を体得させる実技指導について、20時間以上の添乗等による指導が義務化されました。

「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

■ 一般的な指導及び監督内容 12 項目を全て実施

■ 上記内容を座学および実車を用いることにより実施
※積載方法、日常点検およびトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

現行 6時間以上（座学のみ） ▶ 改正後 **15時間以上**

■ 実際に事業用トラックを運転させ、安全な運転方法を指導

新設 **20時間以上**

巡回指導における特定運転者指導監督項目調査件数等（平成27年度）

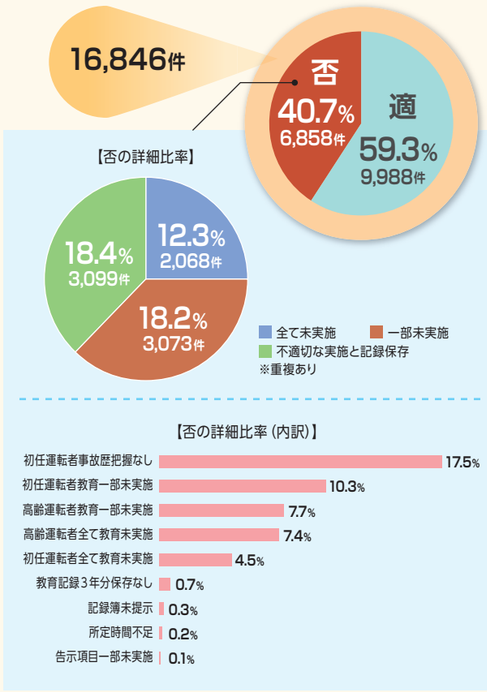

3 特定の運転者に対する適性診断の実施

トラック事業者は、安全確保を図るために、初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させることが義務付けられています。今回、改正はありませんが、個々の運転者に自身の運転行動の特性を理解させ、危険を予測・回避できるよう、トラック事業者は適性診断を受診させるだけでなく、その結果を活かした適切な指導・監督をする必要があります。
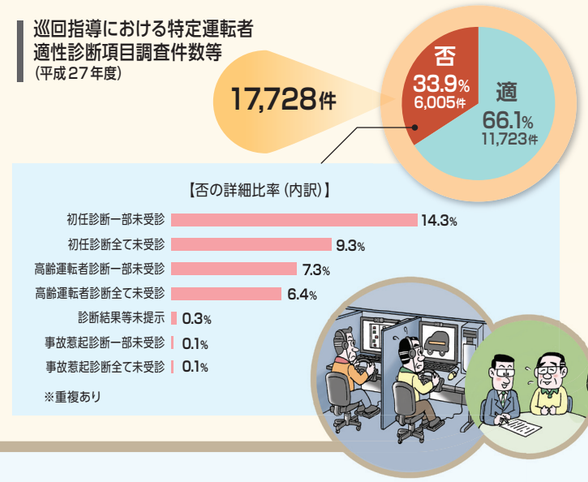
巡回指導における特定運転者適性診断項目調査件数等（平成27年度）